

# 兵庫県公報

平成28年6月10日 金曜日 第2805号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	5
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	8
○ 同 上（市町振興課）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	10

## 告 示

### 兵庫県告示第589号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社フラッシュ  
神戸市西区宮下1丁目16番6号  
代表取締役 中川弘久
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社フラッシュ西播工場  
たつの市新宮町栗町823番1
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	67号 洗浄施設 (No. 1、2)	67号 洗浄施設 (No. 3、4)
能 力	3 m <sup>3</sup> /回・基	1.2 m <sup>3</sup> /回・基
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～17時 8時間	同 左

使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	8	10	8	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	300	250	300
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	250	200	250
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	50	100	50	100
	窒素含有量 (単位 mg/L)	15	25	15	25
	リン含有量 (単位 mg/L)	2	4	2	4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5	14	0.5	14
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		15/基	33/基	10/基	13.2/基

## (4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設
型	式	回分式活性汚泥方式
構	造	RC構造
主 要 寸 法		15.7m×5.1m×6.15m
能 力		100m <sup>3</sup> /日
汚 水 等 の 処 理 方 式		回分式活性汚泥方式+砂ろ過
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許 可 後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続
使用時間の季節的変動の概要		な し

	区 分	処理前		処理後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	8	10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	300	15	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	250	20	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	100	20	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	15	25	10	15
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	2	4	0.9	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5	14	0.5 未満	0.5 未満
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		50.5	94	50.5	94

(5) 排水の汚染状態及び量

排 水 口 名	No. 1	
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	51.5
	最 大	95
水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通 常	6～8
	最 大	6～8
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	15
	最 大	20
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	20
	最 大	30
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	20
	最 大	30
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10
	最 大	15
リン 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.9
	最 大	1

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	0.5 未満
	最 大	0.5 未満

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年6月10日から同年7月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民部環境課



兵庫県告示第590号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
執行役員高砂工業所長 落 合 計 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	37号口 分離施設		
能 力	312m <sup>3</sup> /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1~2	1
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	536	905
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	13	25
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—

1, 2-ジクロロエタン (単位 mg/L)	3.5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	8	35
ダイオキシン類 (単位 pg-TEQ/L)	15	30
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	291	307

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年 6月10日から同年 7月 1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第591号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 高圧ガス工業株式会社播磨工場  
 たつの市揖保町半田610番地  
 工場長 那 須 隆
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 高圧ガス工業株式会社播磨工場  
 たつの市揖保町半田610番地

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前					
排水口名		No. 1	No. 2	No. 3	No. 5	No. 6	No. 4、 No. 7～8
排水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	55	20	20	20	80	雨水専用排水口
	最大	95	20	20	20	130	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6～8	6.8	6.8	6.8	6.57	
	最大	6～8	6.8	6.8	6.8	6.57	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	15.6	11.3	11.3	11.3	15.6	
	最大	15.6	11.3	11.3	11.3	15.6	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5.8	12.4	12.4	12.4	5.8	
	最大	5.8	12.4	12.4	12.4	5.8	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	4.4	2	2	2	4.4	
	最大	4.4	2	2	2	4.4	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	
	最大	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	
リン含有量 (単位 mg/L)	通常	0.1未満	0.03	0.03	0.05	0.09	
	最大	0.1未満	0.03	0.03	0.05	0.09	
ダイオキシン類 (単位 pg-TEQ/L)	通常	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	
	最大	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年6月10日から同年7月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課

変 更 後					
No. 1	No. 2	No. 3	No. 5	No. 6	No. 4、 No. 7～9
55	20	20	20	80	雨 水 専 用 排 水 口
95	20	20	20	130	
6～8	6.8	6.8	6.8	6.57	
6～8	6.8	6.8	6.8	6.57	
15.6	11.3	11.3	11.3	15.6	
15.6	11.3	11.3	11.3	15.6	
5.8	12.4	12.4	12.4	5.8	
5.8	12.4	12.4	12.4	5.8	
4.4	2	2	2	4.4	
4.4	2	2	2	4.4	
1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	
1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	
0.1未満	0.03	0.03	0.05	0.09	
0.1未満	0.03	0.03	0.05	0.09	
0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	
0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	

公 告

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年6月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
平成28年度統合宛名管理システム運用等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画県民部情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社システム・エージ 伊丹市御願塚3-1-18
- 5 随意契約に係る契約金額  
24,213,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年6月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
51,028,937円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。



また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス志筑店  
 所在地 淡路市志筑1358-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年1月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,697平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
68台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
20台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成28年5月16日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年6月10日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成28年10月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ホームセンターコーナン川西平野店  
 所在地 川西市平野3丁目335番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要  
 出入口の変更に伴い、国道又は市道の道路区域内において、道路工事等を行うに際しては、開発指導課と事前に協議のうえ、道路法に基づいて必要な手続きを行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年6月10日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 三木市大村字堀端666番、671番、672番、689番、690番1、690番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 小野市王子町868番地の1  
 有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮下源一郎
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成27年8月17日  
 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-12号（27三木）

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第173号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年6月10日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成28年7月19日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成28年7月22日（金）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、7月26日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成28年6月16日（木）から同月27日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

## イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(7) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

## ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(7) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166